

8	平成25年 12月26日 仙台地裁 判決	環境区域 内行為許 可取消請 求事件	「広瀬川の清流を守る条例」(本件条例)に基づく環境保全区域に指定されている土地上に7階建てのマンションを新築することなどにつき、被告仙台市がした条例9条1項に基づく環境保全区域内行為許可処分に対し、上記土地の近隣に居住する原告が、上記処分の違法を主張して、その取消しを求めたが、原告適格がないとして却下されたもの。	本件条例や規則には、市長が環境保全区域の指定や9条許可をするか否かの判断に際し、広瀬川の近隣に居住する者の景観利益を考慮すべきものとする規定が存しない。また、広瀬川の近隣に居住する者の景観利益の保全を図るための手続を定めた規定も見当たらない。各許可の根拠となる本件条例及び規則の定めをみる限り、 <u>各許可により保護すべき利益としての良好な河川景観を享受する利益の内容、範囲、保護の態様等が具体的に窺われるものとはいえない</u> 、原告の主張する上記利益について、広瀬川の近隣に居住する者に帰属する具体的な個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべき十分な根拠は見いだし難い。	行政事件訴訟 景観利益×
9	平成26年 4月25日 大阪高裁 判決	クリーン センター 建設許可 差止請求 控訴事件	国定公園内に一般廃棄物処理施設の建設が予定されていることにつき、奈良県葛城市に居住する近隣住民である控訴人らが、被控訴人奈良県に対し、本件施設の建設に係る自然公園法20条3項に基づく許可の差止めを求めたところ、原審で訴えを却下されたため控訴したが、原判決は相当として棄却されたもの。	自然公園法は、少なくとも、本件許可が違法にされ、本件施設が建設されて稼働することによって害される <u>自然風致景観利益</u> 、換言すれば、本件施設の建設及び稼働によって本件予定地周辺の優れた自然の風致景観が害されることがないという利益を、そこに居住するなど本件予定地の周辺の土地を生活の重要な部分において利用しており、本件施設の稼働によって騒音、悪臭、ふんじん等の被害を受けるおそれのある者に対し、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。 本件許可によって生ずるおそれのある自然風致景観利益の侵害は、本件許可がされた後に取消訴訟等を提起して執行停止の決定を受けることが可能であり、 <u>事前に差止めを命ずる方法によらなければ救済を受けることが困難なものであるとはいえず、控訴人らに本件許可がされることにより重大な損害を生ずるおそれがあるとはいえない</u> ことに帰する。	行政事件訴訟 景観利益○ 違法侵害×
10	平成29年 3月30日 京都地裁 判決	建築確認 処分取消 請求事件	京都市長が訴外不動産会社に対してした風致地区条例に基づく本件建物の建築及び木竹の伐採等の現状変更行為の許可等は、市が定めた基準に適合せず、判断過程において重要な事実の誤認があること等により裁量権の逸脱又は濫用があるから違法である等と主張して本件各処分の取消しを求めたが、原告適格はなく、また規定は満たされており理由がないとして、却下若しくは棄却されたもの。	原告らは、風致地区条例の規定が、当該建築確認に係る建築物周辺に居住する住民の景観利益を個々人の個別的利益としてもこれを保護する趣旨であるから、原告らに原告適格が認められる旨主張するが、 <u>建築基準法、都市計画法、景観法等は、不特定多数者の具体的利益としての景観利益を専ら一般の公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨が含まれると解することはできない。</u>	行政事件訴訟 景観利益×
11	平成29年 4月19日 福岡高裁 判決	メガソー ラー設置 等差止請 求事件	大分県由布市湯布院町の本件地区に居住し又は旅館等の経営をする一審原告らが、被控訴人会社らの太陽光発電事業計画の実施により、本件各土地上にメガソーラー設備が設置されるなどすると、一審原告らの有する人格権(本件地区の景観を含む自然環境を享受する権利)及び本件地区の景観に対する景観利益並びに営業権が侵害されると主張して、被控訴人会社らに対し、メガソーラー設備の設置等の開発行為等の差止めを求めたところ、原審が請求をいずれも棄却したこと、一審原告のうち控訴人ら21名が控訴したが、理由がないとして棄却されたもの。	良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであって、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益(景観利益)は法律上保護に値するものであり、そのことは景観利益の対象が自然環境に関するものであったとしても異なるところはないというべきである。本件地区の景観は、良好な風景として <u>自然的環境を形作り、豊かな生活環境を構成するものであり、控訴人らは、上記景観の恵沢を日常的に享受するものとして、法律上保護に値する利益としての景観利益を有するものと解する余地がある</u> というべきである。しかしながら、景観利益は、現時点において、私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものと認めるまでには至っておらず控訴人らがその主張に係る本件環境権を有しているものと認めることはできない。 被控訴人らによるメガソーラー設備の設置等がその態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くものとはいえない。	民事訴訟 景観利益○ 違法侵害×